

危機に直面する日本の医療

～保険証廃止の無謀～

3月21日、県保険医協会は第44回定期総会の記念講演として、集合形式併用では4年ぶりとなる講演会を開催した。講師には小諸市出身で経済ジャーナリストの荻原博子氏を迎え、一般参加者にも分かりやすい語り口調でマイナンバーカードの問題点が次々と暴露された。

日本の皆保険制度は本当に素晴らしい。1961年に全国の市町村で始まった国民健康保険事業は、当初は患者負担が無く、それまで無保険だった人や貧しい人でも医療の恩恵を受けられる大きな転換となった。その後2割、3割と患者負担が出てきたが、それでも100万円分の医療を受けたとしても3割負担で30万円の自己負担になるどころか、高額療養費制度や世帯合算等によりたった数万円の負担で済んだりする。

他国と比べても、アメリカでは例えば盲腸で3日間入院するだけで数百万円請求され、払えない人は入院させてもらえない。切断してしまった指を病院に持って行けば、「どの指をくっつけるなら何十万円。さあどれをくっつけますか」と聞かれる。北欧では医療費が無料の国もあるが、その分社会保険料がとても高い。保険証一枚持っているだけで、少ない負担でいつでもどこでも誰でも安心して医療を受けられる日本の医療制度は世界最高と言える。

ただ、残念ながらこの素晴らしい日本の医療が今、危機に瀕している。マイナ保険証の影響だ。

そもそもマイナンバーカードとは、

取得すれば様々な書類の発行や受け渡しが楽になり、保険証・免許証の機能や金融機関の口座情報と紐付けることで、個人の所得の把握により脱税の見逃しが無くなること、給付金を素早く給付できると政府は宣伝している。



講演する荻原氏

しかし私自身はマイナンバーカードを申請していない。その理由をお話したい。

口座情報との紐付けは、本当の目的を考えれば、誰がいくら持っているのか把握でき、国や地方が「財政難なので協力して」と言った時に「ウチはお金ないから」と答えても、お金の在りかが掴まれてしまっている以上断れない状況にさせられてしまうということ。カードを持った以上、政府側はそうしたお願いをしやすくなる。

マイナ保険証に関しても、本格導入は当初2021年4月導入の予定だったが、他人の情報が表示されるなどトラブル続きで10月に延期され、約2年経った現在でもトラブルだけは変わらない。総務省が総力を挙げてカード普及を進めているが、かつての総務大臣自身が「総務省は公文書を捏造する」という発言をしているし、過去に年金を5千万件分も紛失して2千万

件分は搜索を諦めたような国の管理を信用できる訳がない。情報管理については、ITの専門家も「カードレス・キャッシュレスが進む現代ではカードは無い方が情報漏洩リスクが減る。お金が無駄になったとしても引き返した方が良い」と言っている。

極め付けは健康保険証の廃止だ。マイナンバーカードの管轄はデジタル庁だが、本来保険証の管理は厚労省の管轄である。厚労省は健康保険証が無くなると不便になることはよく分かっているはずなのに、廃止した上でマイナ保険証を持たない人には有効期間がたった1年間の「資格確認書」を出すと言う。マイナンバーカードも5年ごとに個人で更新手続きを取る必要があり、ポイントにつられて慌てて作ったような人だと特に、更新し忘れにより、いざ医療機関を受診しようして「有効期限切れ」で資格確認できない事態になるのではないかと。

申請者が寝たきりの高齢者や施設入所者等の場合も様々な問題がある。病院や施設の職員等による代理の申請、受取り、使用ができる仕組みにすると政府は言うが、マイナンバーカードには暗証番号があり、代理人は嫌でもそれを知らされてしまう。また、内閣府のサイバーセキュリティセンターが作成した『インターネットの安心・安全ハンドブック』には「パスワードは大文字・小文字・数字・記号を取り交えて10桁以上が安心です」と書かれている中で、日本のITの最高峰であるべきデ



会場74名、Web44名が参加

誰がどの順番で何歳で亡くなるかわからないからです。また相続税法も変わっていくからです。

夫が亡くなった時に全ての財産を長男が相続し、安心していたところ長男が先に亡くなってしまった方がいます。長男の相続人は長男の妻と長男の子です(長男に妻子がある場合)。親には戻ってきません。長男の妻は財産を相続して家を出て行ってしまいました。

現金は贈与しない

相続税を減らすために非課税(もらう人一人あたり年間110万円)の範囲で子や孫に現金を贈与する方がいらっしゃいます。

デジタル庁が数字のみ4桁の暗証番号を設定させるのは本当に「安心・安全」なのだろうか。

デジタル庁でも実際にID紛失等を起こしている。マイナンバーに関してトラブルが起きた場合の対処について、河野デジタル大臣はマイナポータルの利用規約を引用し「デジタル庁は、本システムの利用及び利用できないことによりシステム利用者または他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする」という免責事項を示した。当然、無責任な姿勢が批判されたが、「一般の企業でも利用規約とはこんなものだ」と聞き直った。

マイナンバーを利用できる分野はマイナンバー法により定められているが、「法律に規定される事務に準ずる事務であれば、法律に規定がない事務についてもマイナンバーの利用を可能とする」としており、この一文は政府に都合良くいかようにも解釈され得る。

このように地雷だらけのマイナンバー制度。問題が山積のまま見切り発車で、税金を湯水のように使い、お金で横っ面を叩いて普及を進め、トラブルが起きても法律の解釈でどうにでもできるとする政府の姿勢は、将来的に日本の医療制度に禍根を残していくのではないと思う。今一度、「そこまでしてやることなのか?」と問いたい。

しかし、人間どこで何があるかわかりません。元気な高齢者はほとんどお金がかかりませんが、自由に移動できなくなった途端にお金がかかります。タクシー、介護費用、医療費、施設の入居費用などきりがありません。老後は長いのです。あげたお金は戻ってきません。また、むやみにお金をあげるのは子や孫の教育上よくありません。

現金は亡くなる日まで大事に持っていて、残ったら相続税を払って相続人のものにすれば良いのです。

※本文は個人の見解です。家族構成や個別の事情により適切でない場合もありますので、対策にあたっては顧問税理士等とよくご相談ください。



相続対策は節税に重点を置くと失敗する

長野県保険医協会顧問税理士 土屋 信行 氏

なぜでしょうか?

現金1億円を残して亡くなった場合、相続人が子ども3人だとすると相続税は630万円です。相続税を払った後でも9,370万円残ります。しかし、相続税がもったいないからと生きていくうちに全部使えば、相続税はゼロになります。財産も残りません。

相続税が減るということは財産が減るということです。

ではどうすればよいのでしょうか?

まず現時点での財産の全容とそこにかかる相続税額を明らかにすることです。

その作業は専門家(税理士)に任せましょう。税理士の報酬は財産の種類や量により異なりますが、大事な全財産が動くのです。惜しんではなりません。我流で対策して失敗する例は山ほどあります。

財産の全容と相続税額が明らかになったら、どの財産を誰に残すか決めましょう

この際に大事なものは自分の価値観で決めないことです。自分にとってはかけがえのないものであっても相続人にとってはほらないものもあります。

相続人全員がいないもの(使用する見込みのない不動産、趣味の品など)は思い切って処分するか引き取り先を決めておきましょう。ネット上の口座は相続人に気付いてもらえない場合があります。存在を知らせておくか整理していきましょう。

主要な財産が不動産で現金が無い場合は相続税が払えません。こういう場合は対策が必要です。

相続に万全の対策はありません
なぜでしょうか?

経営 電話 相談

県保険医協会の顧問税理士による「税務・経営電話相談」は、会員は無料で利用できます。

◆平日の受付時間

10:00～12:00、13:00～16:00

◆受付電話 0269-33-3265

しらかば会計事務所 土屋信行税理士

なお、土屋税理士が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士から連絡致します。